

# 令和7年度浄化槽に係る災害対応に関する調査検討 業務

業務報告書



## はじめに

本報告書は、令和 7 年度浄化槽に係る災害対応に関する調査検討業務について、その実施内容、調査検討結果、体制整備支援の内容、マニュアル改訂の考え方及び検討会の開催結果を取りまとめたものである。

能登半島地震を契機として、浄化槽の被害把握、住民対応、補助制度の運用、広域連携による応援体制の具体化等に関する課題が改めて顕在化した。本業務では、これらの課題を事実即して整理するとともに、四国地域における支援を通じて得られた知見も踏まえ、災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの改訂に資する情報を整理した。

なお、本文中には今年度時点での成果及び到達点を中心に記載しており、今後の制度運用や各地域における検討の進捗に応じてさらなる精緻化が必要な事項については、その旨を明記した。

---

## 目次

---

1.	業務の概要 .....	1
1.1	業務名称 .....	1
1.2	履行期間 .....	1
1.3	業務目的 .....	1
1.4	業務内容 .....	1
1.5	実施体制 .....	3
2.	大規模災害発生に備えた浄化槽に関する災害対策のあり方の調査検討.....	4
2.1	調査目的 .....	4
2.2	調査方法 .....	4
2.3	浄化槽の被害対策に関する調査検討.....	4
2.4	広域連携体制の調査検討.....	7
3.	浄化槽の災害対策計画策定と体制整備に向けた支援.....	9
3.1	意見交換及びヒアリング調査.....	9
3.2	現状及び今後の課題 .....	10
3.3	支援内容の整理.....	12
3.4	四国地域における体制整備の方向性.....	12
4.	「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル(第3版)」の改訂 .....	14
4.1	改訂の目的と基本方針 .....	14
4.2	改訂プロセスと環境省担当官との協議 .....	14
4.3	主な改訂論点 .....	14
4.4	改訂案の内容.....	15
4.4.1	総論部分の見直し .....	16
4.4.2	震災対策に関する改訂.....	17
4.4.3	水害対策に関する改訂.....	17
4.4.4	資料編の拡充 .....	18
4.4.5	事例集の見直し.....	18
4.5	調査結果、体制整備支援結果及び検討会意見の反映 .....	18
4.6	今後に向けた改訂事項 .....	18
5.	災害時の浄化槽被害等対策マニュアル改訂に向けた検討会の開催 .....	19

5.1	検討会の位置付け.....	19
5.2	委員の選定及び開催方針.....	19
5.3	第1回検討会に向けた準備.....	20
5.4	第1回検討会の実施概要.....	20
5.5	主な意見と対応.....	21
	添付資料.....	22



# 1. 業務の概要

---

## 1.1 業務名称

令和7年度浄化槽に係る災害対応に関する調査検討業務

## 1.2 履行期間

令和7年5月14日～令和8年3月25日(水)

## 1.3 業務目的

我が国では、令和5年度に閣議決定された国土強靱化計画において「起きてはならない最悪の事態」の一つとして汚水処理施設の長期間にわたる機能停止が挙げられており、災害発生後に浄化槽を早期復旧させることは喫緊の課題である。加えて、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、震災により被害を受けた浄化槽が多数発生し、耐震性確保が改めて取り組むべき重要課題として認識され、さらには被災浄化槽の復旧が長期間に渡っていることから、早期復旧に向けた被害状況把握に要する浄化槽台帳の整備・更新の充実や、浄化槽の整備・維持管理体制に係る広域化などの対応が強く求められているところである。

環境省では、直下型地震等の大規模災害発生に備えるという観点において、能登半島地震をはじめとした過去の災害から得た教訓にもとづき、浄化槽設置現場における液状化の判定手法・施工方法や、避難所の設置する浄化槽に関する調査など、具体的な浄化槽に関する災害対策について検討してきたが、浄化槽に係る包括的な災害対策についても検討が必要とされるところである。

このような状況を鑑み、本業務においては、都道府県を超える広域的な浄化槽事業者間の支援体制整備、浄化槽台帳を活用した災害対策、災害対策に必要な技術基準の検討など、大規模災害発生に備えた浄化槽に関する災害対策のあり方について包括的な調査検討を行った。

## 1.4 業務内容

### (1) 大規模災害発生に備えた浄化槽に関する災害対策のあり方の調査検討

大規模災害発生を見据え、浄化槽に関する災害対策について以下のとおり調査検討を行った。

#### 1) 浄化槽の被害対策に関する調査検討

能登半島地震における浄化槽の被害状況と復旧対策について調査を行い、既存の浄化槽の災害対策における課題を分析した。

#### 2) 広域連携体制の調査検討

災害発生後の浄化槽復旧に関して広域的な連携体制を構築している、又はその構築を進めている自

治体等を対象に、連携体制や取組内容に関する調査を行い、あるべき枠組みについて検討を行った。連携体制の調査に当たっては、徳島県、大阪府富田林市、石川県珠洲市の 3 件を対象にヒアリングを実施した。ヒアリング方法は、対象先の状況に応じて対面又は書面とした。ヒアリングに係る資料作成及び議事録作成は、仕様書にもとづき実施した。

## (2) 浄化槽の災害対策計画策定と体制整備に向けた支援

日本国内の 1 地域を選定し、浄化槽に関する具体的な防災計画の検討・見直しと浄化槽が被災した際に浄化槽を速やかに復旧するため、都道府県や市町村をはじめとした浄化槽関係者がとるべき体制の整備に向けた支援を行った。選定する地域については受託者より提案し、環境省担当官の了承を得て四国地域に対する支援を実施した。詳細は環境省担当官と調整の上、決定した。

## (3) 「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル(第 3 版)」の改訂

上記(1)、(2)を踏まえ、「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル(第 3 版)」(令和 3 年 4 月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室) ([https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/disaster/pdf/m\\_r03\\_all.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/disaster/pdf/m_r03_all.pdf)) の改訂を行った。マニュアルの改訂に当たっては、収集した情報を包括的に分析し、浄化槽の防災強化及び被災浄化槽の早期復旧に向けて有効な構成と使用法について検討した上で作成した。作成に当たっては(4)の有識者検討会を実施し、有識者の意見を反映した。

## (4) 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル改訂に向けた検討会の開催

検討会の運営に当たっては、開催日程の調整、委員委嘱、会場・設備の確保、資料作成・事前送付、当日運営、議事録作成等を実施した。配布資料として、設置要綱(案)、各委員の説明資料、マニュアル改訂方針、調査検討結果、参考資料を準備し、議論に必要な情報を事前に整理した。

上記(3)の内容について、環境省担当官と調整の上、専門的見地から助言を得るため、学識経験者等 10 名で構成される検討会を設置した。学識経験者等は、浄化槽に係る学識経験者、浄化槽行政関係者、浄化槽事業関係者等とした。請負者は、検討会運営に関する必要な一切の事務及び経費の支払いを実施した。

(概要)

- ・ 開催回数:1 回(2 時間)程度
- ・ 開催場所:ハイブリッド方式(対面参加者は都内会場とした。)
- ・ 10 名(うち 1 名はオンラインにて参加)

検討会の実施に当たっては、委員構成の検討、提示資料の構成整理、環境省担当官との複数回の打合せ、各委員への事前説明、当日のハイブリッド運営、議事要旨の作成までを一連の業務として実施した。

この結果、能登半島地震の被害実態、四国地域での体制整備支援の進捗及びマニュアル改訂の方向性を同一の場で共有し、今年度の成果物を次年度の改訂作業につなげるための論点整理を行った。

## 1) 会議の開催・運営

年間の検討会開催スケジュール案、検討会開催までの詳細なスケジュール案(日程調整、資料案作成、関係者との調整等)を提案内容にもとづき実施することとし、契約後 2 週間以内に環境省担当官まで報告した。

## 2) 検討会の委員の委嘱手続き

検討会の委員は、環境省担当官と協議の上、決定した。請負者は開催に先立ち委員の委嘱を行った。また、検討会の委員に対しては、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて旅費を支給するとともに、1 名 1 回当たり 18,000 円の謝金を支給した。

## 3) 会場及び設備の確保

検討会会場は、20 名程度が会議形式で使用可能な会場(半日を想定)とし、東京都千代田区霞が関近郊で交通利便性の高い場所を確保した。また、会場参加予定の委員の飲料の手配等を行い、環境省担当官と協議の上で会場の設営等の対応をした。

## 4) 会議資料の作成

環境省担当官と協議の上、会議資料を作成し、参加者に対して事前にメール送付するとともに、会議当日は会場にて配布した。

## 5) 議事録等の作成

検討会の開催後、検討会の記録として議事録を作成し、検討会の開催日から 7 日(土日祝日を含む。)以内に電子データを電子メールで環境省担当官に提出した。

## (5) 打合せ

環境省担当官との打合せを、環境省にて実施した。資料は各回 5 部程度を用意した。

## (6) 報告書の作成

上記(1)から(4)の内容を取りまとめ、報告書を作成した。

## 1.5 実施体制

本業務は、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社を受託者とし、環境省担当官との協議の下で実施した。業務の遂行に当たっては、調査検討、体制整備支援、マニュアル改訂、検討会運営の各作業を相互に関連させる体制を構築し、各工程で得られた知見を順次後続作業に反映した。特に、能登半島地震に関する分析結果、四国地域での意見交換・ヒアリング結果及び検討会での助言を、マニュアル改訂案の作成に一体的に反映できるよう、担当者間で定期的に進捗共有及び内容確認を行った。

## 2. 大規模災害発生に備えた浄化槽に関する災害対策のあり方の調査検討

---

### 2.1 調査目的

本調査は、能登半島地震における浄化槽の被害状況及び復旧過程を整理し、大規模災害時に浄化槽の使用再開及び復旧を阻害する要因を抽出することを目的として実施した。特に、市町村設置型浄化槽と個人設置型浄化槽では被害把握及び復旧支援の仕組みが異なることから、両者の特徴を踏まえて分析を行った。

あわせて、住民からの問い合わせ内容、復旧工事の進捗、補助制度や情報伝達に関する課題を整理し、後続の広域連携体制の検討及びマニュアル改訂に資する基礎資料とした。

### 2.2 調査方法

4.「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル(第3版)」の改訂に向けて、能登半島地震における浄化槽の被害状況及び復旧状況に関する調査を実施した。本調査では、環境省から提供を受けた資料・データを基礎情報とし、被害実態、復旧の進捗、問い合わせ内容の3点の側面から分析を行った。

- 「浄化槽被害・復旧の推移」についてのデータより、市町村設置型浄化槽の被害・復旧状況を分析
- 浄化槽の現地調査の結果より、個人設置型浄化槽の被害状況を把握
- コールセンター受付票より、浄化槽の復旧段階における問題を整理

これらの分析結果を相互に参照することにより、被災浄化槽の把握から復旧工事、住民対応、補助制度の活用に至る一連の過程における課題を整理し、後述するマニュアル改訂方針及び広域連携体制の検討に活用した。

### 2.3 浄化槽の被害対策に関する調査検討

#### (1) 市町村設置型浄化槽の被害状況

特に地震による被害が大きかった6市町村における市町村設置型浄化槽の被害状況を下表に示す。市町村間で差はあるものの、被災浄化槽の割合の平均は41.3%であり、輪島市では68.3%に及んだ。

表 2-1 市町村設置型浄化槽の被害状況

市町	総基数	被災した浄化槽	
		基数	割合(%)
珠洲市	758	409	54.0
能登町	563	189	33.6
輪島市	766	523	68.3
穴水町	-	-	-
七尾市	961	148	15.4
志賀町	587	232	39.5
合計	3,635	1,501	41.3

※2025/5/12 時点

※穴水町は町設置型浄化槽は無し

出所)環境省提供の「浄化槽被害・復旧の推移」のデータを基に作成

## (2) 市町村設置型浄化槽の復旧状況

6 市町村における市町村設置型浄化槽の工事発注済み基数および工事完了基数の推移を下図に示す。震災発生から 3 か月後の 2024 年 4 月時点では、いずれも十分な水準に達しておらず、初期対応ならびに復旧工事に遅れが見られた。また、震災発生から 1 年 4 か月が経過した 2025 年 5 月時点においても、約 2 割の工事が未完了のままであり、浄化槽の復旧は長期化していた。

ただし、工事完了基数については、自治体担当者が情報を十分に把握できていなかった等の事務的な要因により、実態よりも少なく計上されている可能性がある点に留意する必要がある。

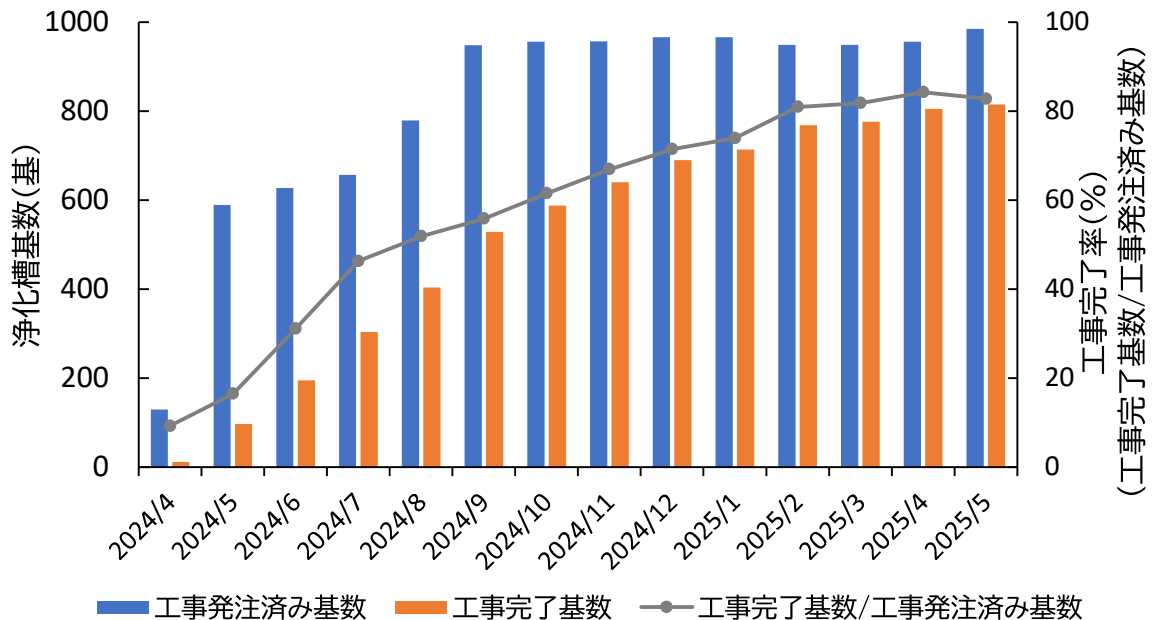


図 2-1 市町村設置型浄化槽の復旧工事の進捗

※各月中旬時点での値を使用。

出所)環境省提供の「浄化槽被害・復旧の推移」のデータを基に作成

### (3) コールセンターへの問い合わせ状況

全国浄化槽団体連合会(全浄連)コールセンターへの問い合わせ件数の推移を下図に示す。問い合わせは、コールセンターが設置された2024年2月15日から4月ごろまでに集中し、この期間の件数が集計期間(2025年3月まで)の全体の約6割を占めていた。

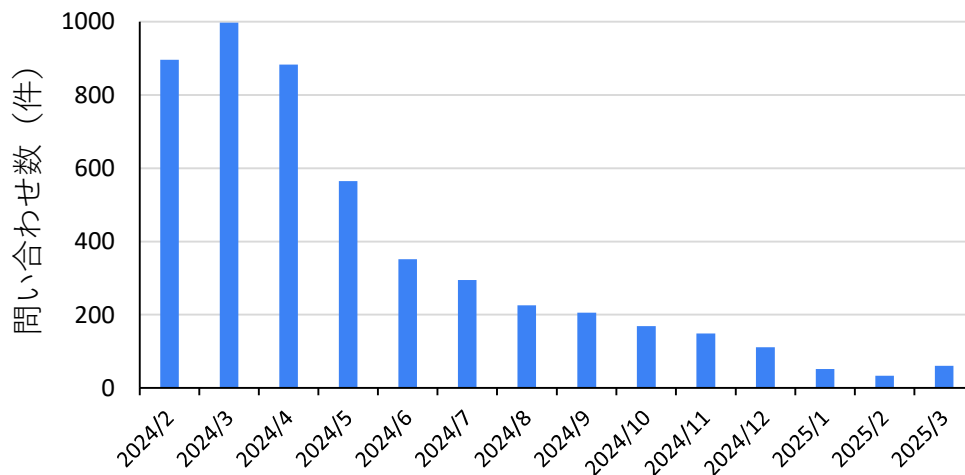


図 2-2 コールセンター問い合わせ数の推移

出所)環境省提供の「浄化槽の現地調査の結果」を基に作成

### (4) 個人設置型浄化槽の被害状況

6市町村には、合計15,919基の個人設置型浄化槽が設置されている(※浄化槽台帳が更新されておらず古い情報の可能性がある)。コールセンターに現地調査依頼のあった個人設置型浄化槽は3,546基であり、その調査結果を図2-3に示す。調査依頼のあった浄化槽の被害状況しか把握できないものの、本地域では少なくとも3,264基が入替もしくは修理を要する被害を受けていた。

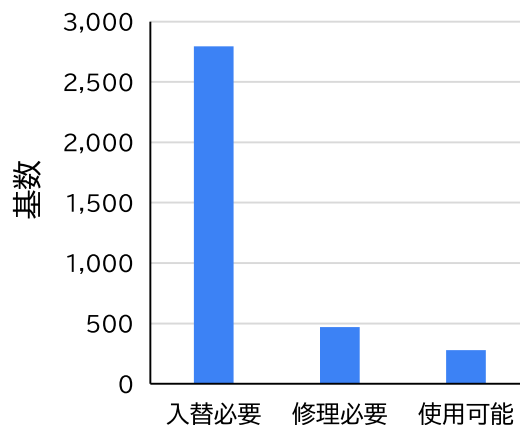


図 2-3 現地調査依頼のあった個人設置型浄化槽の被害状況(n=3,546)

出所)環境省提供の「浄化槽の現地調査の結果」を基に作成

## (5) 復旧段階における問題の整理

コールセンターへの問い合わせ内容の大半は、個人設置型浄化槽の管理者による現地調査依頼であったが、このほかにも補助金や工事業者に関する質問など、様々な問い合わせが寄せられた。これらの問い合わせ内容を分析した結果、人員・業者不足、住民の認識不足、行政からの情報提供不足、連携体制の不備といった問題が存在していた。具体的な内容は、下表に示すとおりである。

表 2-2 コールセンターへの問い合わせ内容から抽出した問題

問題	具体的事象
人員・業者不足	調査員が不足しているため、現地調査の受付から調査日の決定・実施までに時間を要した。 工事業者が見つからなかった。
住民の認識不足	住民が自宅の浄化槽が市町村設置型であることを把握していないため、コールセンターに問い合わせるケースが見られ、本来不要な対応に時間と労力が割かれた。
行政からの情報提供不足	市町村設置型浄化槽について、市町から住民への連絡・情報共有が不十分であり、住民がどう対応すべきか分からない状況が生じていた。 現地調査報告書を受け取った後、どのような手続きをすればよいか分からない住民が多く見られた。
連携体制の不備	県や市町村が補助金要綱の情報をコールセンターに共有するのが遅く、問い合わせに対して最新の情報を提供できない場面があった。
連携体制の不備	市役所・町役場とコールセンターの役割分担や説明責任が不明確で、住民がたらい回しにされる状況が見受けられた。 住民が市町に補助金について問い合わせたにもかかわらず、補助金要綱の説明がなされず、コールセンターに連絡するよう促された。 市町設置型の浄化槽であるため、市町に問い合わせたにもかかわらず、コールセンターへ連絡するよう案内された。

出所)環境省提供の「コールセンター受付表」のデータを基に作成

## 2.4 広域連携体制の調査検討

徳島県、大阪府富田林市、石川県珠洲市を対象に実施したヒアリング調査の結果から、災害対応に関する連携の状況を整理した。災害対応に関する自治体間広域連携については、取り組みを進めている徳島県を対象に確認した項目である。

ヒアリング結果を総合すると、広域連携体制の実効性を高めるためには、平時からの協定締結や役割分担の明確化に加え、発災直後に被害情報を一元化する窓口機能、応援要請の発動条件、業務継続に必要な資機材・人員の確保方法を具体化しておくことが重要であることが確認された。また、住民からの相談対応、補助制度の案内、優先復旧対象の整理等、復旧初動において行政・業界団体・指定検査機関が連携して対応すべき事項をあらかじめ整理しておく必要がある。

## (1) 徳島県

2025年9月30日に、対面でのヒアリングを実施した。

項目	内容
災害対応に関する自治体間広域連携	・来年度までに、四国4県での防災協定を締結する予定。
災害対応に関する官民での連携	・令和6年に県内浄化槽関係団体、県、県内市町村で「大規模災害等発生時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定書」を締結している。 ・年に一回、徳島県の総合防災訓練に参加。 ・市町村の依頼にもとづき、バキュームカーの融通が可能となる協定となっている。

## (2) 大阪府富田林市

2025年9月に、書面を通じてヒアリングを実施した。

項目	内容
災害対応に関する自治体間広域連携	-
災害対応に関する官民での連携	・府内複数市町村及び民間の複数団体の間で、大規模災害時に発生する産業廃棄物に対する処理体制の充実をはかるために基本協定を締結。 ・年に1回、定期的な会合を開催。

## (3) 石川県珠洲市

2025年9月26日に、対面でのヒアリングを実施した。

項目	内容
災害対応に関する自治体間広域連携	-
災害対応に関する官民での連携	・石川県及び県内市町村が構成員となっている協議会と、浄化槽協会が「災害協定」を締結。

### 3. 浄化槽の災害対策計画策定と体制整備に向けた支援

---

本項目では、浄化槽に関する具体的な防災計画の検討・見直しと浄化槽が被災した際に浄化槽を速やかに復旧する体制の整備のために、四国地域を対象とした体制整備支援を実施した内容を整理する。支援の実施にあたっては、都道府県や市町村をはじめとした浄化槽関係者等に対し、防災計画の策定等の取組に関する意見交換及びヒアリング調査を実施し、各県における取組状況や浄化槽に関する防災計画等の取組状況を整理した。

支援の対象地域は環境省と協議のうえ、四国地域として選定し、既存の災害協定や防災訓練の実績等を踏まえつつ、四国 4 県で締結を目指す災害対応協定に関して、その実効性を向上に資することを目的として実施した。具体的には、各県の浄化槽関係機関の災害対応本部機能の立ち上げ・確保等の初動対応を中心としたマニュアル素案の策定を支援した。

支援の進め方としては、まず環境省担当官との協議を通じて、四国地域を対象とする意義及び成果イメージを整理した上で、四国地区協議会での説明、各県との意見交換、個別打合せ、マニュアル作成用ファイルへのコメント反映という段階的な方法により、各県の実情に即したマニュアル素案の具体化を支援した。その際、4 県共通で参照し得る骨子を示しつつも、既存の BCP、協定締結状況、関係団体の組織構成、想定する災害種別、連絡手段、保有資機材等に差異があることを踏まえ、各県ごとに検討の重点を設定した。

#### 3.1 意見交換及びヒアリング調査

四国地域における体制整備支援は、環境省及び徳島県環境技術センターとの初期協議を踏まえ、四国 4 県での広域的な防災体制構築を念頭に進めた。2025 年 4 月の徳島県環境技術センターとの打合せでは、図上訓練に用いる被害想定シナリオの策定支援へのニーズが示され、同年 5 月の環境省との打合せにおいても、こうした地域ニーズに応じた支援の方向性が共有された。さらに、同年 8 月には四国地区協議会に対して、能登半島地震の教訓、南海トラフ地震の被害想定、訓練を通じた体制整備の考え方等を説明し、四国ブロックにおける広域連携の必要性について認識共有を行った。

四国地区協議会での説明及び広域連携の必要性についての意見交換及びヒアリング調査に当たっては、各県の組織体制、発動基準、役割分担、情報収集・連絡方法、応援要請・受援対応、資機材等の準備状況を把握するための調査票及びマニュアル作成用ファイルを用いた(添付資料 5)。

その後、各県のマニュアル作成の進捗に応じて、2025 年 12 月から 2026 年 1 月にかけて個別打合せを実施した。各打合せでは、対応基準、本部体制、情報伝達手段、関係機関との連携、応援要請及び派遣依頼への対応、必要資機材、地図や台帳の活用方法等について確認し、記載内容の補強点を整理した。また、2026 年 2 月には四国 4 県協定の検討状況や各県マニュアルの共通課題を共有し、同年 3 月時点で各県とも素案作成の段階に到達していることを確認した。

表 3-1 意見交換及びヒアリングの実施

対象	実施日	場所
徳島県環境技術センター	2025年6月25日(水)	当社会議室
香川県浄化槽協会	2025年7月31日(木)	香川県浄化槽協会
徳島県環境技術センター	2025年8月21日(木)	JR ホテルクレメント高松会議室
香川県浄化槽協会		
愛媛県浄化槽協会		
高知県浄化槽協会		
高知県環境検査センター		
香川県浄化槽協会	2025年12月19日(金)	オンライン
愛媛県浄化槽協会	2025年12月19日(金)	オンライン
徳島県環境技術センター	2026年1月7日(水)	オンライン
高知県浄化槽協会	2026年1月28日(水)	オンライン
高知県環境検査センター		

### 3.2 現状及び今後の課題

意見交換及びヒアリング調査により、四国地域における浄化槽に関する防災計画等の取組状況を整理したうえで、今後の各県の浄化槽関係機関の災害対応本部機能の立ち上げ・確保等の初動対応を中心としたマニュアル素案の策定に向けた課題を整理した。

四国地域では、広域協定の締結に向けた動きが進む一方で、実際に支援を発動する際の判断基準、本部機能の設置場所、連絡網、関係機関との役割分担、台帳や地図等の情報基盤、資機材・人員の確保方法など、運用面を支える具体的事項の整理が必要であることが確認された。

このため、本業務では、各県における既存計画や BCP を踏まえつつ、災害対応本部の立ち上げから情報集約、応援要請、住民・関係機関対応に至る初動対応を中心に、マニュアルとして最低限整理すべき要素の洗い出しと記載例の提示を行った。

各県での検討状況をみると、いずれの県においても、既存の災害協定や BCP を基礎として、初動時の連絡体制や本部設置の考え方の整理が進められていた。一方で、南海トラフ地震のような広域かつ甚大な災害を想定した場合には、組織内の体制整理だけでは足りず、県、市町村、浄化槽協会、指定検査機関、清掃関係団体等の中で、判断主体や情報集約の方法、応援要請の流れ等について、より具体的に定める必要があることが明らかとなった。

#### (1) 徳島県

《現状》

- 対応基準や組織内の指揮命令系統、役割分担、対応手順、連絡先・資機材等リストなどについては、県と締結済みの「大規模災害等発生時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定」や既存の BCP を基に整理済みである。

《今後の課題》

- 本部設置場所が津波災害警戒区域にあるため、被害想定を踏まえ代替拠点の検討等を含めた本部機能の見直しが必要である。
- 本部への応援要請や派遣依頼への対応など、他機関との連携を含めた対応手順の整理が必要である。

徳島県では、訓練を通じて、環境保全協会側のマンパワー不足や、環境技術センターが本部的機能を担う場合の役割整理が論点として認識されており、BCP 見直しと連動した検討が進められていた。

情報伝達手段については電話及びメールを基本としつつ、将来的なツール活用も検討されており、四国協定との接続を見据えた運用ルールの整理が求められた。

## (2) 香川県

〈現状〉

- 対応基準や組織内の指揮命令系統は、役割分担、対応手順は整理されており、安否確認・情報収集網等の体制は構築されている。
- 本部への応援要請や派遣依頼への対応など、他機関との連携を含めた対応手順についても整理されている。

〈今後の課題〉

- 整理済の役割分担に関して、訓練等を通じて人員の配置の見直し等、より実効性のある計画に改訂していくことが望ましい。

香川県では、協会内の緊急連絡体制図や、情報班・地区別調査班・衛生復旧班等の役割分担が整理されていた一方、担当者が被災した場合の代替体制や、さらなる人手が必要となった場合の補完方法を具体化することが課題として認識された。

また、被災エリアの把握や復旧状況の管理に向けて、県の浄化槽台帳を被災時に活用できる状態としておくこと、地図上で道路寸断や被害エリアを整理できるよう準備することの重要性が確認された。

## (3) 愛媛県

〈現状〉

- 対応基準や組織内の指揮命令系統、安否確認・情報収集網は既存の BCP をもとに整理済みである。

〈今後の課題〉

- 本部内の指揮命令系統は確立されているが、本部内で必要な役割や業務分担等、整理できていない部分については、引き続き検討のうえ整理する必要がある。
- 本部への応援要請や派遣依頼への対応など、他機関との連携を含めた対応手順の整理が必要である。

愛媛県では、本部設置の判断基準として震度 5 強から 6 以上を想定しており、既存 BCP を参照しながら本部体制を整理していた。一方で、職員間の連絡手段や、実際に準備済みの資機材の位置付け、他県との連携を前提とした応援要請・受援手順は、今後更に具体化する必要があることが確認された。

また、4 県で共通の粒度にそろえることを目的とするのではなく、各県が他県の構成を参照しながら自県の実情に応じてブラッシュアップしていくことが有効であるとの認識が共有された。

## (4) 高知県

《現状》

- 高知県浄化槽協会と高知県環境検査センターそれぞれの組織で災害対応マニュアルを作成済みであり、組織内の指揮命令系統や役割分担は両組織の連携にもとづき整理されている。

《今後の課題》

- 本部への応援要請や派遣依頼への対応など、他機関との連携を含めた対応手順の整理が必要である。

高知県では、協会と環境検査センターが共同で本部に入る体制を想定し、準備基準・対応基準、必要役割、人員配置、本部設置場所、関係機関連絡先、資機材リスト、様式集等の骨格が相当程度整理されていた。

その一方で、県や市町村の対応基準との整合、県からの正式要請を待たずに動き始めるための判断ルール、会員企業の参画方法、遠隔での電話対応等を含む連絡網の整備、支援ニーズの把握と優先順位付けなどを、今後さらに明文化する必要があることが確認された。

### 3.3 支援内容の整理

本業務では、各県に対して共通の検討フォーマットを提示し、マニュアルに記載すべき基本項目を整理した上で、各県の既存協定、BCP、組織構成、想定災害、過去の訓練実績に応じて記載内容の具体化を支援した。支援に当たっては、単に文案作成を支援するのではなく、発災時に実際に機能する本部運営を見据え、発動基準、指揮命令系統、情報伝達手段、記録方法、応援要請・派遣依頼の流れ、資機材・地図・台帳の活用方法など、実務上の論点を一つずつ確認した。

また、四国 4 県の状況を比較しながら、県ごとに記載の粒度や体制の置き方は異なっており、広域連携時に最低限共通認識として持つべき事項、すなわち、初動時の判断基準、連絡窓口、情報集約の方法、応援の受入れ・派遣の考え方については整合的に整理するよう助言した。2026 年 3 月時点では、各県ともマニュアル素案の作成まで到達しており、今後は訓練や実地の見直しを通じたブラッシュアップが課題である。

### 3.4 四国地域における体制整備の方向性

四国地域全体としてみると、各県において災害協定や既存 BCP を基礎とした体制整備は進みつつあるものの、広域支援を実際に機能させるための発動手順、情報共有様式、代替拠点の設定、業務継続に必要な人員配置等については、なお県ごとに成熟度の差がみられた。南海トラフ地震等の広域災害を念頭に置くと、単独組織内の体制整理だけでは不十分であり、県、市町村、業界団体、指定検査機関、清掃関係団体等の間で、初動時の役割分担を共通理解として持つことが重要である。

今後、四国地域において体制整備をさらに進めるためには、第一に、発災時の連絡、情報集約、応援要請、派遣依頼の流れを図式化し、各主体が参照しやすい行動フローとして整理することが必要である。第二に、津波浸水や庁舎被災を想定した代替拠点、通信手段、参集方法等を平時から確認し、訓練を通じて実効性を検証することが重要である。第三に、被災浄化槽の優先順位付け、住民周知、補助制度

案内、工事業者・清掃業者の広域応援受入れ等、復旧段階を見据えた実務的手順を共通化していくことが求められる。

これらの知見は、四国地域における今後の広域協定の実効性向上に資するだけでなく、他地域において浄化槽分野の広域連携体制を構築する際にも参考となると考えられる。

## 4. 「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル(第3版)」の改訂

---

### 4.1 改訂の目的と基本方針

本業務におけるマニュアル改訂は、能登半島地震で顕在化した課題、広域連携体制のヒアリング結果及び四国地域での体制整備支援を通じて得られた知見を踏まえ、既存の「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル(第3版)」を、より実務的かつ活用しやすい内容へ見直すことを目的として実施した。改訂に当たっては、浄化槽の防災強化と被災浄化槽の早期復旧の両立を基本方針とし、各主体の平時・発災時・復旧時の行動を明確化するとともに、広域連携体制の構築に資する情報を充実させることを重視した。加えて、従来版では主体別の記載が中心であったため、災害対応全体の流れや主体間のつながりが把握しにくい箇所があったことから、全体像の提示、主体間の役割分担の整理及び利用者が必要情報に到達しやすい構成への見直しを進めた。

### 4.2 改訂プロセスと環境省担当官との協議

マニュアル改訂は、2. 大規模災害発生に備えた浄化槽に関する災害対策のあり方の調査検討、5. 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル改訂に向けた検討会の開催での意見、並びに環境省担当官との打合せ結果を踏まえて進めた。環境省担当官との協議では、今年度は仕様(1)及び仕様(4)で得られた調査結果・意見をインプットとし、仕様(3)として改訂方針及び一次案を整理する進め方を確認した。また、四国地域での体制整備支援の成果については、広域協定の検討状況や協定主体の整理状況を踏まえつつ、年度内に整理可能な内容を目次レベル及び記載方針として先行反映し、詳細な本文具体化は次年度以降の検討に引き継ぐ方針とした。

### 4.3 主な改訂論点

主な改訂論点として、①能登半島地震を踏まえた各主体の役割分担及び行動指針の見直し、②複数自治体・関係団体間で連携するための具体的手順の明確化、③住民からの相談対応や補助制度案内を含む復旧支援の充実、④液状化対策や避難所浄化槽等、近年の技術的検討成果の反映、⑤利用者が必要な情報に到達しやすい構成への再整理を設定した。さらに、改訂項目ごとに「今年度中に方針整理又は加筆を行う事項」と「次年度以降に四国での検討結果等を踏まえて具体化する事項」を切り分け、年度内に整理可能な目次及び記載方針を先行して整えた。

## 4.4 改訂案の内容

マニュアルの目次構成と改訂箇所の内容は以下に示す通りである。

表 4-1 目次と改訂内容

目次	改訂内容
1. はじめに	
1-1. 緒言	—
1-2. 本マニュアルの位置付け	・ 本マニュアルの広域連携体制の構築に向けた活用について追記。
1-3. 浄化槽の被害等対策の全体像	・ 各主体と連携する重要性和、連携するためにはまず各主体が自らの役割や実施事項を把握する必要がある点を記載。また、本マニュアルの対象とする範囲を記載。
2. 震災に関する各主体の対策マニュアル	
2-1. 発災前後における各主体の連携体制の概要	・ (来年度更新)各段階における県を超えた連携体制の例を記載。
2-2. 地方公共団体	
(1) 事前対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討・実施事項として、「浄化槽設備士を有する浄化槽工事業者のリストを作成する。」を追加。</li> <li>・ 地方公共団体から住民への周知事項として、「自らが使用している浄化槽の設置形態(市町村設置型・個人設置型)を把握するよう周知する。」を追記。</li> <li>・ (来年度更新)「災害対策における情報管理の中心的役割を担う組織を設置した例」を示した事例を追加。</li> <li>・ 広域支援協定に含めるべき項目を記載。(来年度更新)協定締結の際の留意点や各団体の役割、支援実施の判断基準等を追記。</li> <li>・ 浄化槽台帳に、緊急時の活用を想定した項目や入力欄をあらかじめ追加しておく旨記載し、あわせて地理情報システム(GIS)やクラウド技術等のデジタル技術(DX)の活用についても記載。</li> </ul>
(2) 災害応急対策	—
(3) 災害復旧・復興	・ 補助金に関する市町村と都道府県の動きを整理し、復旧工事の着手・完了を迅速化するための補助金活用について記載。
2-3. 指定検査及び 2-4. 浄化槽業界団体	
(1) 事前対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域支援協定に含めるべき項目を記載。</li> <li>・ (来年度更新)協定締結の際の留意点や各団体の役割、支援実施の判断基準等を追記。</li> </ul>
(2) 災害応急対策	—
(3) 災害復旧・復興	—
2-5. 保守点検業者及び 2-6. 清掃業者	
(1) 事前対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体、指定検査機関、保守点検業者と同様に、協定の締結についての記載を追加。</li> <li>・ 広域支援協定に含めるべき項目を記載。</li> <li>・ (来年度更新)協定締結の際の留意点や各団体の役割、支援実施の判断基準等を追記。</li> </ul>
(2) 災害応急対策	—
(3) 災害復旧・復興	—
2-7. 工事業者	

目次	改訂内容
(1) 事前対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「工事業者における取り組み」、「事前対策の具体的な内容」、「浄化槽に関する作業を行うための車両の取り扱い」の記載を追加</li> <li>・ 地方公共団体、指定検査機関、保守点検業者と同様に、協定の締結についての記載を追加。</li> <li>・ 広域支援協定に含めるべき項目を記載。</li> <li>・ (来年度更新)協定締結の際の留意点や各団体の役割、支援実施の判断基準等を追記。</li> </ul>
(2) 災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害応急対策における連携体制」の記載を追加</li> </ul>
(3) 災害復旧・復興	—
2-8. 住民	
(1) 事前対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民における検討・実施事項として、「自身が浄化槽管理者として責任を有していることを認識する。」を追記。</li> </ul>
(2) 災害応急対策・災害復旧・復興	—
3. 水害に関する各主体の対策マニュアル ※第2章と同様の改訂内容であるため、記載を省略。	
4. 二次災害への対策	
5. 被災時に利用可能な財政支援等	
6. 応急仮設住宅に設置される浄化槽の取り扱い	
7. おわりに	
8. 資料	<p>既存の資料に加え、以下の資料を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「8-5. 令和6年能登半島地震における被害事例」:能登半島地震における浄化槽の被害状況についての分析結果を掲載。</li> <li>・ 「8-7. 被災浄化槽の基数の推計に関する手引き」:大規模地震(揺れ・津波)による被災浄化槽の基数を推計する方法を追記。</li> <li>・ 「8-8. 浄化槽災害対応マニュアルにおける検討事項」:四国の各県で作成を進めている浄化槽災害対応マニュアルのひな形を掲載。来年度、最終版のひな形へ更新。</li> <li>・ (来年度更新)「浄化槽の復旧に関する広域支援協定の例」:四国ブロックから提供いただいた協定書を例示。</li> </ul>
事例集	<p>(来年度更新)既存の事例に加え、下記内容を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「マンホールトイレ等の活用について」の更新:現在浄化槽システム協会が実施している、浄化槽に係る発災後の効率的な点検・復旧手法及び非常時のマンホールトイレ利用に関する調査・検討の結果を反映。</li> <li>・ 「災害対策における情報管理の中心的役割を担う組織を設置した例」の追加:連絡窓口を一元化した体制の構築例(徳島県)についての紹介を追加。</li> </ul>

#### 4.4.1 総論部分の見直し

第1章では、本マニュアルの広域連携体制の構築に向けた活用について追記した。また、「浄化槽の被害等対策の全体像」では、各主体と連携する重要性を明記するとともに、連携の前提として各主体が自らの役割や実施事項を把握する必要があることを記載した。さらに、本マニュアルの対象範囲についても明確化した。

## 4.4.2 震災対策に関する改訂

第 2 章では、震災時における各主体の対策マニュアルとして、連携体制及び役割分担の整理を行った。「発災前後における各主体の連携体制の概要」では、来年度更新事項として、事前対策、応急対策、復旧・復興の各段階における県を越えた連携体制の一例を記載予定としている。

地方公共団体に関する記載では、検討・実施事項として「浄化槽設備士を有する浄化槽工事業者のリスト作成」を追加した。また、住民への周知事項として、自らが使用している浄化槽の設置形態(市町村設置型・個人設置型)を把握するよう促す内容を追記した。

広域連携協定については、協定に含めるべき項目を整理した。協定締結時の留意点、各団体の役割、支援実施の判断基準等については今後の改訂課題である。

浄化槽管理者台帳については、緊急時の活用を想定した項目や入力欄をあらかじめ追加しておくことを明記し、あわせて GIS やクラウド技術等の DX 活用についても記載した。

さらに、個人設置型浄化槽の補助金について、市町村と都道府県の動きを整理し、復旧工事の着手・完了を迅速化するための補助金活用について言及した。

指定検査機関、浄化槽業界団体、保守点検業者、清掃業者については、広域連携協定に関する内容を地方公共団体の記載と整合させて整理する方針とした。

また、保守点検業者、清掃業者、工事業者については、第 3 版では一部主体のみに設けられていた「協定の締結」に関する項目を、第 4 版では連携体制の構築を重視する観点から新たに追加した。

工事業者については、第 4 版で新たに独立した項目を設けた。具体的には、「工事業者における取り組み」、「事前対策の具体的な内容」、「災害予防における連携体制の構築」、「協定の締結」、「浄化槽に関する作業を行うための車両の取り扱い」、「災害応急対策における連携体制」を追加した。

住民に関する記載では、「自身が浄化槽管理者として責任を有していることを認識する」旨を追記した。

## 4.4.3 水害対策に関する改訂

第 3 章では、水害時における各主体の対策マニュアルについて、第 2 章と同様の考え方で整理を行った。「発災前後における各主体の連携体制の概要」では、来年度更新事項として、事前対策、応急対策、復旧・復興段階における県を越えた連携体制の一例を記載予定である。

地方公共団体に関する記載では、浄化槽管理者台帳に緊急時活用項目を追加する考え方や、GIS・クラウド技術等の DX 活用について追記した。

保守点検業者、清掃業者、工事業者に関しては、震災編と同様に、「協定の締結」や「連携体制の構築」に関する項目を追加した。

工事業者についても、水害編において新たに項目を設け、事前対策、応急対策、復旧工事に関する情報伝達等を整理した。

住民に関する記載についても、震災編と同様に、浄化槽管理者としての責任認識に関する内容を追記した。

#### 4.4.4 資料編の拡充

資料編では、以下の追加・拡充を行った。

次に、「資料 8-5」として、令和 6 年能登半島地震における浄化槽の被害状況の分析結果を掲載した。

さらに、「資料 8-7」では、大規模地震(揺れ・津波)による被災浄化槽基数の推計方法を追記した。

加えて、「資料 8-8」については、四国各県で作成を進めている浄化槽災害対応マニュアルの最終版ひな形を、来年度反映予定としている。

#### 4.4.5 事例集の見直し

事例集については、既存の事例に加え、来年度更新事項として以下の追加を予定している。

一つ目は、「マンホールトイレ等の活用について」であり、現在、浄化槽システム協会が実施している、浄化槽に係る発災後の効率的な点検・復旧手法及び非常時のマンホールトイレ利用に関する調査・検討結果を反映する予定である。

二つ目は、「災害対策における情報管理の中心的役割を担う組織を設置した例」であり、徳島県における連絡窓口を一元化した体制構築の事例を追加予定である。

#### 4.5 調査結果、体制整備支援結果及び検討会意見の反映

能登半島地震に関する調査結果は、市町村設置型・個人設置型それぞれの被災状況の把握、復旧の長期化要因、住民からの問い合わせ内容、補助制度案内や情報伝達の課題等の分析として反映した。広域連携体制の調査結果及び四国地域での支援結果は、各主体の平時からの協定締結、応援要請、情報共有、災害対応本部機能の確保、広域的な支援主体の整理等に関する記述に反映した。あわせて、検討会及び委員事前レクで示された、被害想定の実現性、既存マニュアルの有効性検証、家屋復旧と浄化槽復旧の関係、施工に関する記載範囲、DX・検索性向上といった論点を踏まえ、浄化槽被害等対策の全体像の記載の追加や索引性の向上を意識して改訂案を作成した。

#### 4.6 今後に向けた改訂事項

今年度は、既存マニュアル第 3 版に対する改訂の方向性、章立ての再構成、追記・修正すべき主要論点、今年度中に反映する事項と次年度以降に具体化する事項の切り分けまでを実施した。特に、県を越えた連携体制の具体例、協定締結時の留意点、四国地域で検討中の広域協定の反映方法等については、実際の運用設計や各主体の合意形成の状況を踏まえながら次年度に精緻化することが想定される。また、環境省担当官との打合せ資料で整理したとおり、四国 4 県での協定については、年度内の締結が困難となる可能性が生じており、災害時のし尿収集・運搬支援まで含めた枠組みとするか、浄化槽の点検・復旧に重点を置くかにより、マニュアル中の「応援要請」等の記載内容も影響を受ける。このため、今年度は目次及び論点整理を先行させ、詳細な手順の具体化は次年度に引き継ぐ整理とした。

## 5. 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル改訂に向けた検討会の開催

### 5.1 検討会の位置付け

検討会は、大規模災害発生に備えた浄化槽に関する災害対策のあり方の調査検討結果及びマニュアル改訂案について、専門的見地から助言を得ることを目的として設置した。設置要綱では、浄化槽の防災強化及び被災浄化槽の早期復旧に向けて有効な構成と使用法を主たる検討事項としており、学識経験者、地方公共団体、業界関係者等で構成した。検討会は単に会議体を開催するだけでなく、事前レクを通じて各委員に今年度の仕様の位置付け、論点及び期待する助言事項を共有した上で開催し、会議当日に議論の焦点が明確になるよう運営した。

### 5.2 委員の選定及び開催方針

委員構成については、環境省担当官との打合せを通じて、浄化槽に係る学識経験者、災害対策に関する学識経験者、浄化槽行政関係者、浄化槽事業関係者をバランスよく含める方針とした。具体的には、汚水処理、災害対応、避難所トイレ、液状化対策、自治体実務、業界実務等の知見を有する委員を候補とし、令和7年5月以降の協議を踏まえて委員案を具体化した。令和7年9月時点では委員候補者全員から就任の内諾を得て委嘱手続きを進め、最終的に10名で構成する体制とした。委員一覧は以下に示すとおりである。開催方針については、第1回検討会において、能登半島地震における被害・復旧の実態、四国地域で進めている広域連携・体制整備支援の方向性、及びマニュアル改訂方針を一体的に提示し、各分野の委員から情報提供と助言を受ける構成とした。また、今年度は改訂案(初版)の方向性確認を主眼とし、次年度に広域連携支援の進捗等も踏まえて改訂内容をさらに具体化する方針を環境省担当官と共有した。

表 5-1 委員名簿

お名前(敬称略)	ご所属・役職
蛭江 美孝	国立研究開発法人国立環境研究所 廃棄物処理処分技術研究室 上級主幹研究員
大宮 準司	珠洲市役所 環境建設課 課長
加藤 篤	特定非営利活動法人 日本トイレ研究所 代表理事
酒谷 孝宏	一般社団法人 浄化槽システム協会 常務理事
鈴木 崇伸	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 教授
田村 茂人	公益社団法人徳島県環境技術センター 会長
田村 修次	東京科学大学 環境・社会理工学院 教授
昇 広文	一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 常務理事
細岡 卓也	徳島県 県土整備部 水環境整備課 課長
山崎 宏史	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 教授

### 5.3 第1回検討会に向けた準備

契約後早期に年間の検討会開催スケジュール案及び第1回検討会に向けた工程を作成し、環境省担当官へ共有した。その上で、令和7年5月、7月、9月の打合せを通じて、委員構成、議事、提示資料、マニュアル改訂の到達点及び今年度・次年度の役割分担を整理した。また、委員の専門性に依りて当日に求める論点を明確化するため、必要な範囲で個別説明を実施し、検討会での情報提供テーマや確認したい視点を共有した。これらの事前調整により、検討会では単なる状況報告にとどまらず、改訂方針に対する具体的な助言が得られるよう準備を行った。

### 5.4 第1回検討会の実施概要

第1回検討会の実施概要は以下のとおりである。

日時	2025年10月10日(金) 13:00~16:30
場所	TKP 新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 12G
参加者	<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立研究開発法人国立環境研究所 廃棄物処理処分技術研究室 上級主幹研究員 蛭江委員</li> <li>・ 特定非営利活動法人 日本トイレ研究所 代表理事 加藤委員</li> <li>・ 一般社団法人 浄化槽システム協会 常務理事 酒谷委員</li> <li>・ 東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 教授 鈴木委員</li> <li>・ 公益社団法人 徳島県環境技術センター 会長 田村委員</li> <li>・ 東京科学大学 環境・社会理工学院 教授 田村委員</li> <li>・ 珠洲市 環境建設課 西参事(珠洲市 環境建設課 課長 大宮委員代理、オンライン参加)</li> <li>・ 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 常務理事 昇委員 (オンライン参加、途中退席)</li> <li>・ 徳島県 県土整備部 水環境整備課 森内課長補佐(徳島県 県土整備部 水環境整備課 課長 細岡委員代理)</li> <li>・ 東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 教授 山崎委員</li> </ul> <p>【環境省】</p> <p>環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 沼田室長、加藤室長補佐(オンライン参加)、永浦室長補佐、中山係長、杉浦環境専門調査員</p> <p>【事務局】</p> <p>MRA:三堀、古屋、中澤、伊藤</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>公益社団法人 徳島県環境技術センター 壺保事務局長</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料0 第1回議事次第</li> <li>・ 資料1 令和7年度浄化槽に係る災害対応に関する調査検討会設置要</li> </ul>

	<p>綱(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料 2-1 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 ご説明資料</li> <li>・ 資料 2-2 特定非営利活動法人 日本トイレ研究所 ご説明資料</li> <li>・ 資料 2-3 石川県珠洲市 ご説明資料</li> <li>・ 資料 2-4 徳島県 ご説明資料</li> <li>・ 資料 2-5 一般社団法人 浄化槽システム協会 ご説明資料</li> <li>・ 資料 3-1 マニュアル改訂方針について</li> <li>・ 資料 3-2 浄化槽の災害対応に関する調査検討結果(暫定版)</li> <li>・ 参考資料 1 業務仕様書</li> </ul> <p>参考資料 2 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第 3 版</p>
--	--

検討会の運営に当たっては、委員候補の選定支援、委嘱手続き、日程調整、会場・設備の確保、資料作成、事前送付、当日運営、議事要旨の作成等を一体的に実施した。会議資料は、設置要綱(案)、議事次第、各委員からの説明資料、マニュアル改訂方針、調査検討結果等を整理の上で準備し、環境省担当官との協議を経て確定した。また、委員への謝金・旅費支払い、会場設営、受付、投影・音響対応等の庶務を実施し、検討会開催後には議事メモを作成して環境省担当官へ提出した。

## 5.5 主な意見と対応

検討会では、既存マニュアルの実効性の整理、家屋復旧と浄化槽復旧の関係、広域連携を検討する前提としての被害想定の必要性、施工内容の記載範囲、利用者が参照しやすい構成の必要性等について意見が示された。これを踏まえ、事務局においては、能登半島地震で顕在化した課題の整理を補強するとともに、広域連携、補助金対応、浄化槽台帳整備・行政指導等の改訂ポイントを章構成に落とし込み、マニュアル改訂案へ反映した。

## 添付資料

---

- 浄化槽の災害対策計画策定と体制整備に向けた支援
  - ・ 資料 1 徳島県 ヒアリング議事録
  - ・ 資料 2 大阪府富田林市 書面ヒアリング回答
  - ・ 資料 3 石川県珠洲市 ヒアリング議事録
- 浄化槽の災害対策計画策定と体制整備に向けた支援
  - ・ 資料 4 四国地区協議会 説明資料
  - ・ 資料 5 浄化槽災害対応マニュアル作成用ファイル
  - ・ 資料 6 浄化槽災害対応マニュアル作成用ファイル 説明資料
- 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル改訂に向けた検討会の開催
  - ・ 資料 7 第 1 回検討会資料 マニュアル改訂方針について
  - ・ 資料 8 第 1 回検討会資料 浄化槽の災害対応に関する調査検討結果(本報告書と一部重複)
  - ・ 資料 9 第 1 回検討会 議事録
- その他
  - ・ 資料 10 打合せ議事録第 1 回～第 7 回



令和 7 年度浄化槽に係る災害対応に関する調査検討業務 業務報告書

---

2026 年 3 月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社  
社会解析ソリューション部

---



リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作製しています。